

令和7年度国立嘉義大学との文化交流促進事業運営業務仕様書（案）

1 目的

愛媛県と国立嘉義大学との友好交流促進に関する覚書に基づき、10月開幕予定のアートベンチャーエヒメフェス2025と連携し、国立嘉義大学の学生による作品制作・展示等を通じ、地域の方々や県内学生との文化交流を図ることを目的とする。

2 業務名

令和7年度国立嘉義大学との文化交流促進事業運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 業務内容

受託者は、愛媛県（以下「県」という。）、国立嘉義大学（以下「嘉義大学」という。）関係者、施設関係者等と十分に連携して、以下の業務を遂行すること。

（1）地元住民等との交流リサーチ

①日 程：令和7年7月～8月上旬の2泊3日想定（調整中）

②場 所：伊予市

③内 容：嘉義大学の学生等が来県し、地元住民等との交流プログラムにより相互理解を深めながら、伊予市の農林水産業や食文化等をリサーチする内容とし、（2）の内容につなげるものとする。なお、嘉義大学から来県する生徒は3～4名程度を想定。

（2）作品制作・展示、交流プログラムの実施

①日 程：令和7年10月中旬の6泊7日想定（調整中）

②活動場所：えひめ森林公園（愛媛県伊予市上三谷）

③実施内容：（1）の事業を通してリサーチした内容をもとに嘉義大学学生が作品制作の構想を練る。それをもとに、当プログラムにおいて県内に1週間滞在し、地元住民等と交流しながら作品制作を行い、えひめ森林公園で作品展示する。なお、嘉義大学から来県する学生は、3～4名程度を想定。

④業務内容：ア 作品制作過程において必要となる材料等の手配
イ 会場配置計画、図面の作成
ウ プログラム中の運営・進行管理
エ 会場の設営・撤去
オ 音楽著作権使用料等、音響使用に要する経費の支払

（3）（1）（2）に付随する業務

①嘉義大学の学生及び教員等を本県に招へいするとともに、本県滞在中のアテンド業務（同行・案内・通訳等）を行う。なお、具体的な行程（宿泊先、観光案内先等）を提案すること。

- ② 適切に通訳を配置する等、事業が円滑に行われるよう工夫すること。
- ③ 嘉義大学関係者及び事業関係者との調整、会場手配（備品等含む）

5 事業計画書及び報告書の提出

（１）事業計画書

受託者は、契約締結後、県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

（２）報告書

①提出物

- ・実績報告書（A 4 版） 紙媒体、電子媒体 一式

②提出期限

- ・令和 8 年 1 月 30 日（金）

6 成果の帰属及び秘密保持

（１）成果の帰属

- ①成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ②成果及び委託用務のために使用された県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保される。

（２）秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 その他

- （１）本業務の実施に当たっては、県及び関係者等と十分に連絡をとり、情報共有の上、随時協議しながら進めること。
- （２）費用対効果、法令や環境等に配慮した業務に努めること。
- （３）業務に要する経費は、受託者において負担すること。
- （４）委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- （５）契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- （６）本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに県にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、県は一切の責任を負わないものとする。

ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

- (7) 本業務は県との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて県と受託者が協議の上、対応することとする。
- (8) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、県と受託者が協議の上、決定すること。